

寒川町事業仕分け 実施結果と町の方針

| 事業名 | 自治会活動支援事業 | | | 主管課 | 町民課 |
|-------|---|----|--------|--------|----------|
| | 不要 | 民間 | 国・県・広域 | 町(要改善) | 町(現行どおり) |
| 仕分け結果 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| コメント | <ul style="list-style-type: none"> ・従来型の自治会支援から住民自治のあり方を明確にして育成すべき。 ・町民が町づくりの主体である以上、現在の自治会は最大の組織。でも基本条例に則すれば、自治会の再編を考える必要がある。 ・補助金交付にあたっては、活動、会計のオープン化を義務づけるべき。 ・補助金は、事業費に絞り交付すべき。 ・事業をすべて洗い出し、補助金に対する効果を公開する。 ・行政の仕事を代行してもらうのなら、きちんと、精算払いの委託料を払うべき。 | | | | |
| 今後の方針 | 町(要改善) | | | | |
| 理由 | <p>住民は今までのようにサービスの受け手であるだけでなく、自ら担い手として自治に参加することも求められている。従って、自治活動の成果は、自立的・公益的な活動を進める地域とそうでない地域との間に差が生じてくるが、やむを得ない。住民自治を進めるため、補助金のあり方を見直し、公益的活動支援に切り替える必要がある。</p> <p>町からの補助金も税金の一部であるから、各自治会の事業計画や会計状況は明示されなければならない。継続した会計指導を行い、早急な自治会の自立を促す。</p> | | | | |